

## 学校法人会計と企業会計の違いについて

### I. 「活動区分資金収支計算書」と「キャッシュ・フロー計算書」

企業の「キャッシュ・フロー計算書」は、「営業活動」、「投資活動」及び「財務活動」の三つのキャッシュ・フローが活動区分別に記載され、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を表示した計算書になります。キャッシュ・フローとは、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支払いを差し引いて手元に残る資金の流れをいいます。一会計期間の企業活動により、資金がどのように生み出され、何に使われたか、どのような資金調達がなされ、どのような投資がなされたのかということを示す財務諸表になります。

一方、学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入および支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとされ、「活動区分資金収支計算書」は、「教育活動」、「施設整備等活動」、及び「その他の活動」に区分して記載されます。「活動区分資金収支計算書」は、企業会計の「キャッシュ・フロー計算書」の活動別に区分して計算する考え方を取り入れています。

これらの計算書を作成する理由の一つは、「損益計算書」や「事業活動収支計算書」が、会計期間の諸活動を明らかにするため発生主義で作成されており、収入と支出の計上が必ずしも資金の増減につながらないためになります。つまり、収入に資金的な裏付けがない場合、収支差額が黒字を確保しているにもかかわらず資金ショートを起こしている可能性があり、いわゆる企業でいえば黒字倒産の場合も考えられ、資金の増減及び保有額を重視した計算書といえます。

### II. 「事業活動収支計算書」と「損益計算書」

企業の「損益計算書」は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを「営業収益」と「営業外収益」に区分して、経常利益を計算し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しています。

一方、学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の「教育活動」、「教育活動以外の経常的な活動」、及び「その他の活動」に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該年度の基本金組入額を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにするため、事業活動収支計算を行なうものとされています。またその計算方法は、事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算し、事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとされています。事業活動収支計算は、活動ごとに事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとされています。

ちなみに、どちらの計算書も、発生主義と総額表示については同じですが、目的が大きく違い、学校法人は、収支均衡の状態を表し、企業は経営成績つまり収益の状態を表すための計算書になります。

### Ⅲ. 「貸借対照表」

この計算書は、当該会計年度末時点における財政状態を表すもので、企業も学校法人も構造的には同様と考えることができます。ただし、企業会計では、資産および負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法により、学校法人会計では、固定性配列法としています。

また、平成 27 年度の学校法人会計基準の改正により、以下の 2 点が主に変更されています。

- ① 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設け、「基本金引当資産」の明確化および「(何)引当特定資産」として用途が特定されている預金や有価証券等の資産額を明示することとされています。
- ② 「基本金」と「翌年度繰越収支差額」を合わせて「純資産の部」とし、保有する資産の調達源泉(他人資本か自己資本か)を明確にすることとされています。

<参考文献>

「新学校法人会計基準の財務比率に関するガイドライン」新学校法人会計基準検討プロジェクト。

[http://www.shidaiaren.or.jp/blog/info\\_c/management\\_finance\\_c/2014/11/21/16623](http://www.shidaiaren.or.jp/blog/info_c/management_finance_c/2014/11/21/16623) (2017 年 8 月 17 日最終アクセス)